

松高第200号

平成25年5月22日

住宅改修施工事業者 各位

松原市健康部
高齢介護課長

介護保険住宅改修制度の運用に伴う手続きの変更について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解いただきまして御礼申し上げます。

この度、介護保険における住宅改修の適正な保険給付を図るため、別紙「介護保険住宅改修制度の運用に伴う「変更届」の取扱いについて」のとおり、事務手続きについて一部変更いたします。

今回の変更内容は、事前申請承認通知後に施工内容を変更することになった場合の取扱いを変更するものです。主な変更点は次のとおりです。

- 1) 施工内容に変更が生じた際は、まず「住宅改修が必要な理由書」の作成者（以下、「理由書作成者」という。）への報告が新たに必要になりました。
- 2) 変更内容によっては、「事前申請の再承認」が必要になりました。
→ 「介護保険住宅改修工事変更届」が市担当課に受理された時点で再承認の取扱いとなりますので、それまで工事を着工しないでください。

なお、この手続きは平成25年6月3日より実施いたしますので、周知徹底していただきますよう御願ひ申し上げます。

今後とも宜しく御願ひ申し上げます。

松原市健康部高齢介護課
認定係 担当：森田
Tel072-334-1550 内線(2295)